

1 保護に関する指針等

(1) 国指定鳥獣保護区の名称

鹿久居島鳥獣保護区

(2) 国指定鳥獣保護区の存続期間

平成15年11月1日から平成35年10月31日まで（20年間）

(3) 国指定鳥獣保護区の区域

岡山県和気郡日生町所在国有林905林班い及びはの各小班、906から911までの各林班並びに912林班は2及びに1の各小班の区域

(4) 国指定鳥獣保護区の保護に関する指針

①国指定鳥獣保護区の指定区分

集団繁殖地の保護区

②国指定鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、岡山県和気郡日生町の沿岸の瀬戸内海に位置する日生諸島のうち最も大きな島である鹿久居島に位置する。当該区域においては、非繁殖期に各地に分散して生息しているアオサギが毎年春から夏にかけて集まり、マツやウバメガシの木に集団で営巣し、幼鳥の巣立ちまでの間、大規模なコロニーを形成するなど、当該区域は、長年にわたりアオサギの安定的な集団繁殖地となっている。

このように、当該区域は、アオサギの繁殖の場として重要であることから、当該区域を集団繁殖地の保護区として、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域で集団繁殖するアオサギの保護を図るものである。

管理方針

- ・鳥獣のモニタリング調査、現場巡視等を通じて鳥獣の生息状況及び植生の変化の把握に努める。特に、アオサギの繁殖期において、コロニーの形成状況、生息数、営巣数等の調査を行い、経年変化の把握に努める。
- ・頭島との間に建設中の橋及び本土との間に計画中の橋の整備状況を勘案しつつ、鳥獣の移出入や生息環境の変化の把握に努める。
- ・繁殖期のアオサギを驚かすような人の不用意な行動、ごみの散乱等によるアオサギの生息への影響を防止するため、現場巡視を実施する。

2 更新の理由

当該地域は、西日本におけるアオサギの生息・繁殖の場として重要であることから、国指定鳥獣保護区の存続期間を更新し、引き続き、当該地域に生息・繁殖する鳥類の保護を図る必要がある。

3 更新する国指定鳥獣保護区の土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 662ha

内訳

ア 形態別内訳

林野 662ha

農耕地 ー ha

水面 ー ha

その他 ー ha

イ 所有者別内訳

保安林 662 ha

制限林地 662 ha

国有林一林野庁所管662 ha 砂防林 ー ha

普通林地 ー ha

ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域

特別保護地区 ー ha

自然公園法による地域 662 ha 特別地域 662 ha（瀬戸内海国立公園）

普通地域 ー ha

4 更新する区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア 国指定鳥獣保護区の位置

岡山県東南端に位置し、兵庫県と県境をなす日生町に属する。岡山県下最大の島である。

イ 地形、地質等

海岸の大部分が自然海岸で、するどく屹立した海蝕崖が存在し、ところどころに海蝕洞が存在し、砂浜等の平坦地は乏しい。

地形は急峻で、北及び東側が特に急傾斜となっている。通称、剣山と呼ばれる244.7m峰を最高峰として、島の中央北寄りに200m前後の山地が連なり、南側はやや緩傾斜で海に臨んでいる。平坦地は乏しく、沖積地は千軒湾と米子湾の奥程度である。

地勢はトリキリ～東大浜以東の東部地区と俵岩から米子湾にいたる国有林界以西の民有地を含む西部地区及び中央部の3地区に大別される。東部地区には、南東端の海岸近くに100mくらいの小池と呼ばれる池が、また、北東端には九艘泊まりの池と呼ばれる直径40mくらいの池がある。

河川の発達が悪く、中央地区の南斜面の奥泊まりと米子湾に注ぐ河川にわずかに常時流水が認められるのみである。このほかに、全島に小規模な沢があるが降雨時以外に流水はない。

また、小規模な貧栄養湿地が全島に点在している。

地質は、東半分は石英斑岩、西半分は石英粗面岩である。土壌の発達は悪く、露岩が随所にみられる。

ウ 植物相の概要

全体にアカマツ林からなり、ヤマモモの大木も見られるほか、下生はウラジロが多く、他にシャシヤンボ、サルトリイバラ、コバノミツバツツジ、ネズミサシ等の植生となっている。

北側急斜面には自然植生を呈するウバメガシ、ヤマモモの低木が見られる。また、岡山県では珍しいクロバイの優占樹林も見られる。

南斜面に点在する小湿地にはモウセンゴケ、コモウセンゴケ、イシモチソウ、ミミカキグサ、ムラサキミミカキグサ等の湿性植物が見られる。コモウセンゴケの生育は岡山県下でも珍しい。この他西部の民有地ではミカンの栽培が行われている。

鹿久居島の大部分を占めるモチツツジーアカマツ群集において、相観上、様々な遷移段階の樹林がモザイク上に分布している。

エ 動物層の概要

鳥類ではアオサギが繁殖期に集まりコロニーを形成する他、希少鳥獣であるオオタカやレッドリストのミサゴの生育が確認されている。哺乳類では古くからニホンジカの生息地として知られており、江戸時代には池田藩が猟場としていた。ニホンジカの現在の生息数は不明であるが、糞や足跡が確認され、な

かには幼獣と思われるものも含まれていることから、島内で繁殖していることが窺える。この他タヌキの生息情報がある。

(2) 生息する鳥獣類

別表のとおり（省略）

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

シカによるミカンの食害があるが、有害鳥獣捕獲が実施されるまでに至っていない。

5 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項

本鳥獣保護区内に鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより被害を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償する。

6 国指定鳥獣保護区の維持管理に関する事項

- | | |
|------------|-----|
| ① 鳥獣保護区用制札 | 13本 |
| ③ 案内板 | 1基 |

別紙2 渋川海水浴場運営協議会施設対策委員会議事録（抜粋）

議 事

第1号議案 1業者、1業種、1店舗以外は認めない。

第2号議案 名義人以外の者の営業及び譲渡（相続は除く）は認めない。

第3号議案 金魚施設、シャワー施設、遊戯施設は遊歩道より上にあがって営業する。

来年度以降は無条件で遊歩道より上にあがることの契約書とする。

契約書の内容は、

- ① 来年度以降は必ず遊歩道より上にあがる。
- ② 遊歩道より上にあがる場合の場所については厚生省の指示に従う。
- ③ 場所により経営不振を生じてもこれに対してなんらの補償も要求もしないで自ら営業を放棄する。

第4号議案 松林利用施設は3個所に集約する。

第5号議案 ボートをもって業をするものは2組合を認め各々3個所に管理施設を設置する。

第1組合ボート隻数 100隻（救助艇含む）

第2組合ボート隻数 78隻（救助艇含む）

第6号議案 モーターボートをもって業とするものは西の端に設置する。

自家用モーターボートの発着場については市有艇庫より西に定めること。

第7号議案 発着を必要とする遊覧船は展望台の下丸岩の西側付近に定める。

第8号議案 魚釣り施設の取り扱いについて。

来年度以降は遊歩道より上にあがること。

第9号議案 昭和43年度以降の利用施設について。

玉野市渋川海水浴場取り締まり条例の区域内で営業するものは玉野市に1年以上居住しないものは認めないこと。

（昭和42年6月20日）

(目的)

第1条 この条例は、本市に生息するカブトガニが豊かな自然環境を象徴する生物で、学術的及び文化的価値を有する貴重な存在であることにかんがみ、市及び市民等（市民及び滞在者並びに関係団体をいう。以下同じ。）が一体となってその保護を図り、もって将来にわたり市民共有の財産として継承することを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、カブトガニの保護を図るため、適切な施策を策定し、これを実施するものとする。

2 市は、カブトガニの個体数増加を目的として、笠岡市立カブトガニ博物館において幼生の大量飼育を実施し、天然記念物カブトガニ繁殖地（昭和46年文部省告示第150号で指定された区域をいう。以下「繁殖地」という。）内の自然海域に放流を行うとともに、その生存率を高めるための研究を進めるものとする。

3 市は、カブトガニの保護の必要性について、市民等の理解を深めるため、教育啓発活動、広報活動等を行うものとする。

(カブトガニ保護啓発月間)

第3条 市は、カブトガニの保護について、市民等の理解を深めるため、カブトガニ保護啓発月間を設け、普及啓発を行うものとする。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、カブトガニの保護に努めるとともに、第2条第1項に規定する市が実施するカブトガニの保護に関する施策に協力しなければならない。

(行為の禁止)

第5条 繁殖地内では、何人もカブトガニの生息環境を乱す行為をしてはならない。ただし、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第80条第1項の規定による文化庁長官の許可又は同法第91条第1項及び第2項の規定による文化庁長官の同意を得た場合は、この限りでない。

第6条 繁殖地以外においても、何人もみだりにカブトガニの捕獲（殺傷する行為を含む。）又は海岸に産卵されたカブトガニの卵の採取（き損する行為を含む。）をしてはならない。ただし、学術研究等公共目的に伴う行為は、この限りでない。

(行為の制限)

第7条 繁殖地内を航行する船舶は、航跡波の影響を抑えるため減速に努めなければならない。

(監視員の設置)

第8条 市は、カブトガニの保護にあたらせるため、カブトガニ保護監視員を置くものとする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



<写真>カブトガニ （笠岡市提供）

別紙4 国立公園普通地域における届出行為に係る当面の指導基準

平成元年 12月 28日
岡山県環境保健部長通知

I. 趣旨

岡山県における国立公園（自然公園法（以下、「法」という）第2条第2号に基づく国立公園をいう。）については、瀬戸内海国立公園（昭和9年3月16日指定）と大山隠岐国立公園（昭和38年4月10日指定）の2地域があるが、近年これらの国立公園の内外において、リゾートブーム等により各種の開発行為が多発している状況である。

特に、普通地域（自然公園法第26条に基づく普通地域をいう）については、法第26条第1項に基づく届出により風景の保全を図っているところであるが、別荘開発、土砂採取等により風景の維持が困難となる事例が生じており、今後より厳重な指導を図ることが急務となっている。

このため、法第26条第2項に基づき、届出をした者もしくは届出をしようとする者に対する当面の指導基準を定め、国立公園普通地域内における風景の適正な維持を図るものとする。

II. 指導基準

1. 建築物の新築、改築、増築（高さ13メートル又は延べ面積1,000m²以上の場合）

区分 項目	一般住宅及び その付属物	別荘、保養所 及びその付属物	集合住宅、集合別荘 及びその付属物	その他の建築物
敷地面積		300m ² 以上	150m ² 以上	
建蔽率		50% 以下	70% 以下	
建築面積	2,000m ² 以下			
高さ	20m以下	17m以下	20m以下	20m以下
緑化計画	現存する樹木は、原則として保存するものとし、造成地は樹木等により、 修景のための緑化を図ること。			
意匠計画	屋根の形態については陸屋根を避け、勾配屋根とさせる等固い印象を与えないものとし、 色彩については周囲の自然と調和する等目立たない色を使用すること。			

2. 別荘地の用に供する道路（幅員2メートル以上）

- (1) 盛土、切土部分は直高5メートル以内ごとに適当な小段を設け、盛土高がおおむね1.5mを超える場合には、勾配が35度（約1.5割弱）以下であること。
切土部分の法面勾配は、地質、土質及び近傍にある法面の状態を勘案して現地に適合したものであること。
- (2) 残土は極力公園区域外へ搬出するものとする。
- (3) 法面が緑化されることとなっており、緑化方法が周辺の状況に照らし妥当と認められるもの。

3. 広告物（広告物を掲出すること、及び高さ2.5メートルを超える高さで建築物の壁面に掲出し、又は工作物等に表示すること）

- (1) 表示面の面積が5m² 以下であって、同一敷地内又は同一地所内における表示面積の合計が10m² 以下であること。
- (2) 表示面の高さ又は広告物の高さが5m以下であること。
- (3) 公園利用者に必要以上に強い印象を与える色彩を用いるものでないこと。